合を含む。）の場合に支給される遺族補償一時金又は遺族一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に障害補償年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金又は適用日前に障害年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害年金に係る障害年金差額一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたものに係る自動変更対象額についても、同様とする。

平成二十三年七月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

○厚生労働省告示第二百四十八号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、平成二十三年八月一日から平成二十四年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付又は平成二十三年八月から平成二十四年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

平成二十三年七月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額
二十歳未満	四、六二四円	一二、九八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇四〇円	一二、九八四円
二十五歳以上三十歳未満	五、六六一円	一三、一二〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、二二二円	一五、九八一円
三十五歳以上四十歳未満	六、六六二円	一八、五四一円
四十歳以上四十五歳未満	六、九四一円	二一、七三五円
四十五歳以上五十歳未満	六、九一九円	二三、五七八円
五十歳以上五十五歳未満	六、五六六円	二四、六〇八円
五十五歳以上六十歳未満	五、七七〇円	二三、一〇五円
六十歳以上六十五歳未満	四、六一三円	一九、一三四円
六十五歳以上七十歳未満	三、九六〇円	一五、二八二円
七十歳以上	三、九六〇円	一二、九八四円

○厚生労働省告示第二百四十九号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第一項第二号（同法第八条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十三年八月から平成二十四年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付又は平成二十三年八月一日から平成二十四年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金若しくは障害一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成二十三年七月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（単位％）
昭和22年９月１日から昭和23年３月31日まで	20,170
昭和23年４月１日から昭和24年３月31日まで	7,335
昭和24年４月１日から昭和25年３月31日まで	4,067
昭和25年４月１日から昭和26年３月31日まで	3,510
昭和26年４月１日から昭和27年３月31日まで	2,870
昭和27年４月１日から昭和28年３月31日まで	2,476
昭和28年４月１日から昭和29年３月31日まで	2,180
昭和29年４月１日から昭和30年３月31日まで	2,058
昭和30年４月１日から昭和31年３月31日まで	1,968
昭和31年４月１日から昭和32年３月31日まで	1,857
昭和32年４月１日から昭和33年３月31日まで	1,792
昭和33年４月１日から昭和34年３月31日まで	1,766
昭和34年４月１日から昭和35年３月31日まで	1,659
昭和35年４月１日から昭和36年３月31日まで	1,561
昭和36年４月１日から昭和37年３月31日まで	1,396
昭和37年４月１日から昭和38年３月31日まで	1,256
昭和38年４月１日から昭和39年３月31日まで	1,132
昭和39年４月１日から昭和40年３月31日まで	1,022
昭和40年４月１日から昭和41年３月31日まで	935
昭和41年４月１日から昭和42年３月31日まで	849
昭和42年４月１日から昭和43年３月31日まで	764
昭和43年４月１日から昭和44年３月31日まで	677
昭和44年４月１日から昭和45年３月31日まで	592
昭和45年４月１日から昭和46年３月31日まで	509
昭和46年４月１日から昭和47年３月31日まで	446
昭和47年４月１日から昭和48年３月31日まで	386
昭和48年４月１日から昭和49年３月31日まで	325
昭和49年４月１日から昭和50年３月31日まで	261